

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	久米島町

久米島町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 久米島町役場 産業振興課
所 在 地 久米島町字比嘉 2870 番地
電 話 番 号 098-985-7134
F A X 番 号 098-985-7120
メールアドレス sangyo@town.kumejima.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、カワウ、ウミウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	久米島町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ハシブトガラス カワウ、ウミウ	パイン	1,233 千円 31.2a
	クルマエビ	123 千円/日 1100 匹/日

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ハシブトガラスによる被害の多くはパイン農家で、収穫期の7月～8月多く、被害金額も大きい。
②毎年、捕獲機により100羽前後捕獲しているが、農産物への被害は毎年報告され、発生場所は島内全域にまたがっている。
③カワウによる被害はクルマエビ養殖業者で、カワウ、ウミウが飛来する11月～4月に多く、被害額は大きい。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
ハシブトガラス	面 積	31.2a	21.8a(30%減)
	金 額	1,233 千円	863 千円（30%減）
カワウ、ウミウ	頭 数	1,100 匹/日	770 匹/日(30%減)
	金 額	123 千円/日	86 千円(30%減)

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 狩猟者によるハシブトガラスの駆除（銃器による駆除） ② 捕獲箱設置によるハシブトガラスの駆除。 ③ 爆竹、ロケット花火などによるカワウ、ウミウの追い払い	① 現在は狩猟者がいない。 ② 捕獲箱の活用が不十分。（捕獲箱の利用促進） ③ 養殖池に入る前に追い払うことができれば被害を防ぐことができるが、目を離すことができず、常に警戒する必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	パイン等果樹園に防鳥ネット被覆による対策。	テグスや CD 等は一時的効果はあるものの、効果が薄れる。
生息環境管理その他の取組	パイン農家には、廃棄する果実を防鳥ネット等による管理を徹底して行うよう周知	カラスは学習能力が高く、防鳥ネットのわずかな隙間等から侵入するケースがある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

①パイン園への防鳥ネット未設置箇所へのネット被覆対策。（ハシブトガラス） ②生息数及びねぐら調査をして捕獲活動の基礎資料にする。（ハシブトガラス、カワウ、ウミウ） ③爆竹、ロケット花火、ボートでの追いかけ回し、定期的な見回りによる追い払い、鳥害防止機器の導入検討（カワウ、ウミウ） ④猟銃以外による捕獲方法の検討（散弾銃及び空気銃や釣り針捕獲等）（カワウ、ウミウ）

--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①久米島町鳥獣被害対策協議会が導入した捕獲機材を維持管理しながら、捕獲活動に取り組んでいく。(ハシブトガラス)
②関係機関と連携を図りながら年間を通じて駆除を行う。(ハシブトガラス)
③カワウ、ウミウが飛来する11月～4月を捕獲期間として狩猟者等外部団体への委託による捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ハシブトガラス	・捕獲箱の改良、維持管理 ・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。
	カワウ、ウミウ	・猟銃以外による捕獲方法の検討(散弾銃及び空気銃や釣り針捕獲等)

令和 8年度	ハシブト ガラス カワウ、ウ ミウ	・捕獲箱の改良、維持管理 ・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。 ・猟銃以外による捕獲方法の検討（散弾銃及び空気銃や釣り針捕獲等）
令和 9年度	ハシブト ガラス カワウ、ウ ミウ	・捕獲箱の改良、維持管理 ・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。 ・猟銃以外による捕獲方法の検討（散弾銃及び空気銃や釣り針捕獲等）

（注） 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	1基の捕獲箱による年間最大捕獲数 200羽。（ハシブトガラス）
②	現在ある捕獲機3基での年間最大捕獲数を600羽に設定した。（ハシブトガラス）
③	冬期（11月～4月頃）に100羽以上の飛来があるため、30%の被害軽減目標を達成するため年間最大捕獲数を30羽に設定した。（カワウ、ウミウ）

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ハシブトガラス	600羽	600羽	600羽
カワウ、ウミウ	30羽	30羽	30羽

（注） 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期：通年（ハシブトガラス） 11月～4月（カワウ、ウミウ）
捕獲方法：捕獲箱（ハシブトガラス） 散弾銃及び空気銃による捕獲（カワウ、ウミウ）
捕獲場所：久米島町全域

（注） 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について

記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
無し

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
久米島町	ハシブトガラス カワウ、ウミウ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画 なし

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組 なし

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

--	--	--	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	ハシブト ガラス ・カワウ、 ウミウ	・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。
令和8年度	ハシブト ガラス ・カワウ、 ウミウ	・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。
令和9年度	ハシブト ガラス ・カワウ、 ウミウ	・広報誌等により野生鳥獣の生態の理解と被害を防止するための啓発を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
久米島町産業振興課	・緊急時の情報収集及び関係機関への連絡 ・警察及び各自治区への活動時の連絡
久米島町環境保全課	・実施隊員等への許可証発行
久米島町有害鳥獣対策協議会	・緊急時の町担当者への連絡 ・状況説明
那覇警察署 ・久米島交番 ・仲村渠駐在所 ・儀間駐在所 ・謝名堂駐在所	・緊急時の対応、出動
久米島町消防本部	・緊急時の対応、出動
沖縄県	・緊急時の情報収集

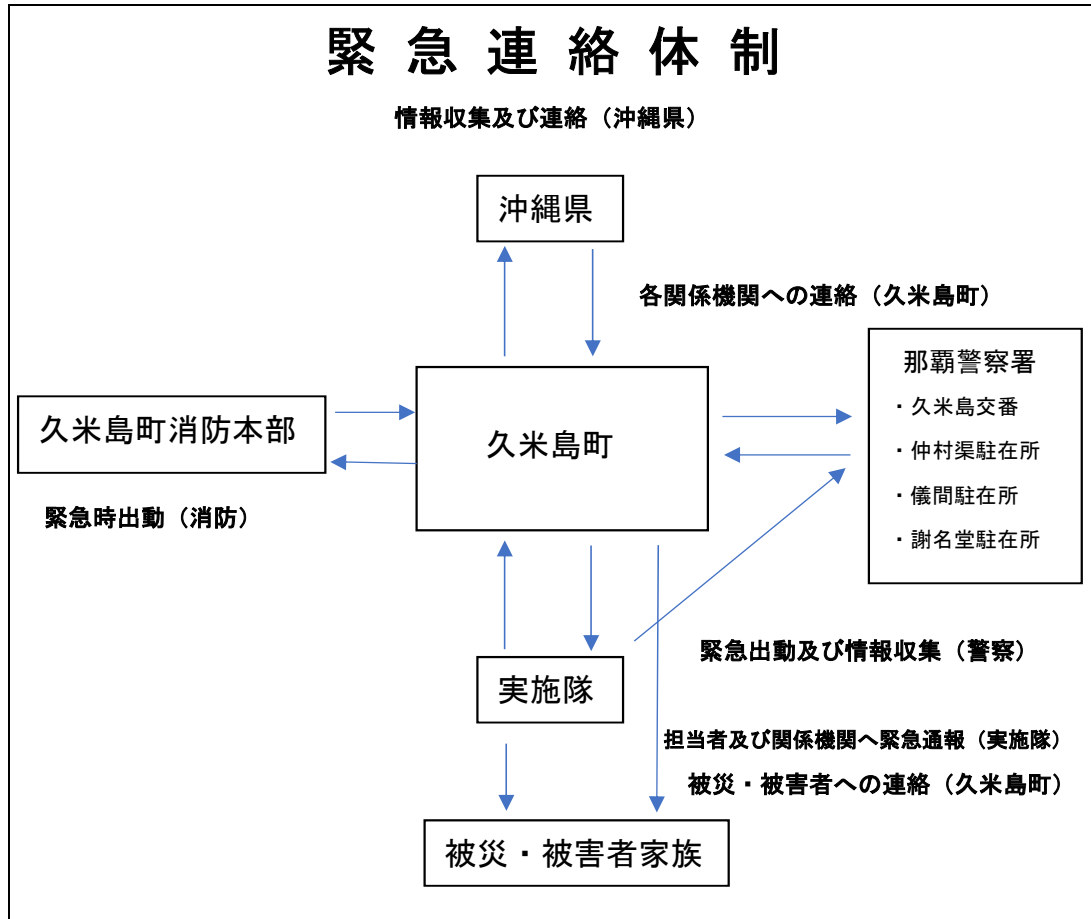
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者の責任において、埋却又は火葬処理を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法 なし

食品	
----	--

ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組 なし

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組 なし

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	久米島町鳥獣被害対策実施協議会
構成機関の名称	役割
久米島町役場 産業振興課	鳥獣被害防止計画の作成
久米島町役場 環境保全課	鳥獣被害防止計画の作成・有害生物対策
JA おきなわ 久米島支店	役場、農家との情報交換、防除資材等の情報
JA おきなわ南部地区営農振興センター	被害状況調査・被害データ集計
南部農業改良普及センター久米島駐在	果実の食害防止指導
久米島町クルマエビ拠点産地協議会	役場、クルマエビ養殖事業者との情報交換、カワウ、ウミウによる被害状況調査、被害データ集計
沖縄県猟友会	有害鳥獣駆除実施
久米島町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣駆除の実施・実施隊の構成

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等

の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
野生鳥獣被害対策アドバイザー	生態系や生息域等のアドバイス、講演会等
久米島町鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の駆除

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

久米島町長が適当と認める者を実施隊員として指名又は任命する。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

①ハシブトガラスを駆除するだけでは、抜本的な対策にならないため、生産者及び地域住民が一丸となって被害防止対策を行う。

- ・生産者 ハシブトガラスの餌となる果実等を農園周辺に放置しないように努める。

- ・住民 ハシブトガラスが寄り付かない様な対策（生ごみに防鳥ネット）を推進する。

②地域住民 農家、関係機関との協力連携を図る。

③カワウ、ウミウの飛来数が多く、駆除するだけでは十分に被害を防ぐことはできないため、クルマエビ養殖事業者による爆竹やロケット花火、ボートでの追いかけ回し、定期的な見回りや鳥害防止機器の導入検討など、カワウ、ウミウが寄り付かない様な対策を推進する。

④狩猟の際は適正な処理、消毒等を実施する。

（注） 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。